

## 新大田市立病院建設に係る実施設計協力事業者選定プロポーザル実施要項

### 1 趣旨

新大田市立病院建設事業の実実施設計においては、建設コストの高騰及び建設労務者の不足等の現状を踏まえ確実な工事施工に結び付けるため、工事施工者の優れた施工技術及び豊富な経験を取り入れるE C I方式を採用し、実施設計協力事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

### 2 実施設計協力事業者選定概要

#### (1) 主催者及び事務局

ア 主催者 大田市病院事業管理者

イ 事務局 大田市立病院事務部新病院建設室

〒694-0063 大田市大田町吉永1 4 2 8 番地 3

電話：0854-82-0330（代表） F A X：0854-84-7749

Email: shinbyouin@ohda-hp.ohda.shimane.jp

大田市立病院ホームページ <http://www.ohda-hp.ohda.shimane.jp/>

#### (2) 選定方式

工事施工者の品質を低下させずにコストを低減する又は同等のコストで機能を向上させるための提案（以下「V E 提案」という。）、及び高度な技術提案を求め、価格と価格以外の要素で総合的に評価を行い、実施設計協力事業者を選定する公募型によるプロポーザル方式を適用する。

#### (3) 実施設計協力事業者選定プロポーザル審査委員会

実施設計協力事業者の選定は、新大田市立病院建設に係る実施設計協力事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査する。

なお、審査委員会は、円滑な運営及び会議の公平性を確保するため、非公開とする。

#### 審査委員会（順不同・敬称略）

吉田恭之 一般財団法人島根県建築住宅センター理事長

三島達由 島根県総務部営繕課長

青木裕志 大田市副市長

田中 功 大田市建設部長

板倉満幸 大田市建設部都市計画課主査

西尾祐二 大田市病院事業管理者

近藤昌克 大田市立病院事務部長

(4) 実施スケジュール

区 分	項 目	日 程
参加資格審査	実施要項等発表	平成28年8月1日(月)
	参加表明に関する質問書提出期間	平成28年8月1日(月) から 同年8月5日(金)まで
	参加表明に関する質問への回答	平成28年8月12日(金)
	参加表明書等の提出期限	平成28年8月17日(水)
	参加資格審査結果通知	平成28年8月25日(木)
提案書の審査	技術提案等関係資料の配布期間	平成28年8月26日(金) から 同年9月6日(火)まで
	V E 提案及び技術提案に関する質問書提出期間	平成28年8月26日(金) から 同年9月6日(火)まで
	V E 提案及び技術提案に関する質問への回答	平成28年9月26日(月)
	V E 提案書等の提出期間	平成28年8月26日(金) から 同年9月30日(金)まで
	V E 提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング	平成28年10月22日(土)
	V E 提案採否通知	平成28年10月26日(水)
	技術提案書等の提出期間	平成28年8月26日(金) から 同年10月7日(金)まで
	見積書提出期限	平成28年11月4日(金)
	技術提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング	平成28年11月12日(土)
	結果発表(通知)	平成28年11月中旬
	結果発表(公表)	平成28年11月中旬

ア 期間等の表示があるものは、午前9時から正午まで及び午後1時から4時まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。

イ 書類の提出は、期限内に必ず事務局に持参すること。なお、質問書以外は郵送等による提出は認めない。

ウ 参加表明書等とは、「7 参加資格審査」の（1）に掲げる提出書類をいう。

エ V E 提案書等とは、「8 V E 提案審査」の（1）に掲げる提出書類をいう。

オ 技術提案書等とは、「9 技術提案審査」の（1）に掲げる提出書類をいう。

カ 参加表明書等、V E 提案書等及び技術提案書等を「プロポーザル関係書類」と総称する。

### 3 業務の概要

実施設計協力事業者は、実施設計にV E 提案及び技術提案を反映させるため、以下の業務を実施する。

#### (1) 業務名

新大田市立病院建設事業実施設計協力業務

#### (2) 委託料の額（上限額）

4, 178, 000円（消費税及び地方消費税額を含まない）

#### (3) 履行期間

契約を締結する日の翌日から実施設計が終了する日までの間

#### (4) 業務内容

- ア 設計全般に対する技術検証
- イ 総合施工計画の検討、提案及び作成
- ウ 工事工程の検討、提案及び工程表の作成
- エ プロポーザルで採用されたV E 提案及び技術提案の図面並びに資料等の作成
- オ V E 提案及び技術提案の検討
- カ コスト管理支援
- キ 協議資料作成支援
- ク 三者協議会への出席（月2回程度）

#### (5) 業務の配置技術者

「4 参加資格等」の（1）のソに規定する監理技術者

#### (6) 支払条件

完了後、一括払い

#### (7) 業務の成果物

業務が完了したときは、次の成果物を提出すること。

- ア 業務報告書
- イ 各種技術検証資料
- ウ 各種技術提案書及びV E 提案書
- エ 提案に対する成果物（総合施工計画、工事工程表等）
- オ 全体工事費内訳明細書
- カ その他、指示するもの

※成果物は、電子データとしても提出すること。

### 4 参加資格等

(1) プロポーザルに参加することができる者は、単体企業とし、次のすべての条件を満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

- イ 平成27・28年度大田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告の日から参加表明書等の提出期限の日までの間に、大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（平成17年大田市告示第13号）の規定による指名停止を受けていない者
- ウ 大田市における市税等の未納の徴収金がない者
- エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされていない者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされていない者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされていない者
- キ 個人若しくは法人である場合には、その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではない者
- ク 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していない者
- ケ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない者
- コ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していない者
- サ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- シ 平成13年4月1日から参加表明書等を提出する前日までの間に、日本国内において竣工した病床数が200床以上若しくは延床面積15,000㎡以上の免震構造の病院で、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事の実績を有する者。ただし、当該工事が企業体の構成員としての契約実績の場合は、当該工事への出資比率が50パーセント以上の工事に限るものとする。
- ス 公告の日に1年7月を経過しない最新の審査基準日における建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値通知書において、建築一式工事の総合評定値が1,700点以上、電気工事の総合評定値が1,500点以上及び管工事の総合評定値が1,300点以上を有する者
- セ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可を有して5年以上営業しており、建設業法第15条に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有している者

ソ 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了を有する者を建設工事中は専任の監理技術者として配置できる者。ただし、配置する監理技術者については、直接的、かつ、恒常的な雇用関係（参加表明書提出日以前に3ヵ月以上）にあること。

また、監理技術者は平成13年4月1日から参加表明書等を提出する前日までの間に、日本国内において竣工した病床数が100床以上若しくは延床面積10,000㎡以上の免震構造の病院で、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事において、監理技術者又は現場代理人若しくは担当技術者として従事した実績を有していること。ただし、当該工事が企業体の構成員としての契約実績の場合は、当該工事への出資比率が50パーセント以上の工事に限るものとする。

タ プロポーザルにおける選考及びその後の実施設計への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者

(2) プロポーザルに参加しようとする者の間には、資本関係及び人的関係が互いにないこと。

なお、本プロポーザルに参加する複数の者が、次に該当する場合は、当該プロポーザルは無効とする。

ア 親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社若しくは子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社であると認められる場合は除くものとする。

イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社であると認められる場合は除くものとする。

ウ その他、ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 実施設計業務の受託者との間には、資本又は人事面において次のア、イの関係を有していないこと。

ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(4) 工事の施工に際しては、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成し、代表構成員となること。

## 5 プロポーザル関係書類の配付場所及び配付方法

本実施要項及び新大田市立病院建設事業変更基本設計書（概要版）は、大田市立病院ホームページに掲載する。

また、技術提案等関係資料は次のア～ウとし、参加資格審査において選定された者（以下「参加資格者」という。）に対して事務局よりCD-Rにて貸し出すので、平

成 28 年 10 月 7 日（金）午後 4 時まで返却すること。

なお、CD-R を借り受ける際には、秘密保持に関する誓約書（様式 24）を提出すること。

ア 基本設計報告書

- ・基本設計書  
意匠、構造、電気設備、機械設備
- ・工程表
- ・ボーリングデータ

イ 基本設計図面等

- ・共通

共通特記仕様書

- ・意匠

特記仕様書、配置図・案内図、敷地現況図、建物求積図・面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、平面詳細図、天井伏図、建具表、手術詳細図、部分詳細図、昇降機設備図、外構図、解体参考図

- ・構造

特記仕様書、各階梁伏図、軸組図、柱・梁想定断面リスト

- ・電気設備

特記仕様書、屋外配線図、太陽光発電設備図、幹線動力設備図、医療用接地設備図、伝統設備図、非常用照明・誘導灯設備図、コンセント設備図、電話交換・情報設備図、放送設備図、ナースコール設備図、自動火災報知設備図、雷保護設備図、器具仕様

- ・機械設備

特記仕様書、空気調和設備図、空調機器表、ダクト平面図、配管平面図、自動制御設備図、給排水設備図（外構含む）、消火設備図、医療ガス設備図、排水処理設備図、給排水機器表

ウ 新大田市立病院建設に係る実施設計協力業務に関する基本協定書

6 質問及び回答

- (1) 参加表明に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式 23）を作成し、参加表明に関する質問書提出期間内に事務局に持参又は郵送（一般書留郵便又は配達証明付書留郵便に限る。）すること。この場合の回答は、一括して大田市立病院ホームページに掲載する。
- (2) VE 提案及び技術提案に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式 23）を作成し、VE 提案及び技術提案に関する質問書提出期間内に事務局に持参又は郵送（一般書留郵便又は配達証明付書留郵便に限る。）すること。この場合の回答は、参加資格者に電子メールで回答する。

(3) 本実施要項及びプロポーザル関係書類以外の事項については、質疑を受け付けない。

なお、質問によっては、回答できない場合がある。

## 7 参加資格審査

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（兼受領書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1  
経営事項審査の総合評定値通知書の写し（公告の日に1年7月を経過していない最新のもの）及び特定建設業の許可証の写しを添付すること。

イ 同種工事の施工実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2  
「4 参加資格等」の（1）のシに規定する工事实績について、代表となる工事を1件記入すること。

工事のコリンズ登録の有・無については、いずれかに丸を付すこと。有に丸を付した場合はコリンズの写しを添付し、無に丸を付した場合は契約書（工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）の写しを提出すること。

なお、コリンズ等の記載内容で同種工事の施工実績等が不明な場合は、平面図、配置図及び特記仕様書等を添付すること。

ウ 監理技術者の経験及び資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3  
監理技術者は、建設工事において配置できる監理技術者を記入すること。

なお、参加表明書等の提出時に、他工事に配置技術者等で専任配置する可能性がある等の理由により、監理技術者を特定できない場合には、候補者を2名まで提出することができるものとする。

監理技術者の資格については確認のため資格証の写しを添付することとし、雇用関係については確認のため健康保険証等の写しを添付すること。ただし、資格確認資料は、建設工事現場着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）までに確実に現場専任の監理技術者として配置可能である場合に限り、提出することができるものとする。

参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載するものとする。

記載方法及び添付書類については、上記イに準ずるものとする。

参加表明書等に記載した監理技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡又は退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず主催者に同等以上の技術者について承諾を得なければならない。

本工事における現場への専任配置は、平成29年7月を想定している。

エ 大田市税等収納状況確認承諾書（法人用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4

オ 大田市税等収納状況確認承諾書（代表者個人用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5

カ 業態調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式6

(2) 作成要領

ア 提出部数

各1部

イ 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

ウ 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。

また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

なお、様式1から様式6は日本工業規格A4とする。

エ 要求事項

提出図書は、片面のみの使用とし、文字の大きさは10.5pt以上とする。

提出書類は、必要記載事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。

なお、白紙での提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、失格となるので注意すること。

(3) 参加資格の審査

主催者は、参加表明書等に基づき参加資格を審査し、結果は参加表明書等の提出者に通知する。

なお、参加資格審査に関する問い合わせ及び審査結果に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

8 VE提案審査

(1) 提出書類

ア VE提案採否申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式7

イ VE提案書総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式8

ウ VE提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式9

技術提案等関係資料に対する変更提案及び効果について記入すること。また、建築、設備、施工等の項目ごとに具体的に記述すること。

(2) 作成要領

ア 提出部数

様式7 1部

様式8及び様式9 各15部（様式順にクリップ止めして提出すること。）

様式8及び様式9については、電子データ（Word及びPDF）も提出すること。

イ 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

ウ 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。

また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

なお、様式7は日本工業規格A4とし、様式8及び様式9は日本工業規格A3（A4版に折込綴じ）とすること。

#### エ 要求事項

様式8及び様式9については、審査を公平に行うため、業者名が特定できるような表現は避けること。

VE提案は、工事施工者の自由な提案を求めることとするが、提案数は20項目までとし、優先度の高いものから順に記載すること。

VEに該当しない単なるコストダウンの提案は採用しない。

提出図書は、片面のみの使用とし、文字の大きさは10.5pt以上とする。

提出書類は、必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。

なお、白紙での提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、失格となるので注意すること。

### (3) VE提案の審査

VE提案は、審査委員会が書類審査及びプレゼンテーション等により提案の採否について審査し、結果は事務局が書面にて提案者に通知する。この審査で採用された提案については、見積書（様式22）に反映し、見積書提出期限日までに提出すること。

審査結果で条件付採用となった提案がある場合は、提案者側で提案毎に個別に採否を検討し、採用する場合には見積書に金額を反映できるものとする。ただし、ここでいうVE提案の採否はプロポーザルの評価に使用するものであり、最終確定するものではない。

なお、VE提案書の審査に関する問い合わせ及び審査結果への異議申し立ては、一切受け付けない。

## 9 技術提案審査

### (1) 提出書類

ア 企業の施工実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式10

「4 参加資格等」の（1）のシに規定する工事实績について、「7 参加資格審査」の（1）のイに記載した工事を含め、最大3件まで記入すること。

工事のコリンズ登録の有・無については、「7 参加資格審査」の(1)のイに準ずるものとする。

イ 品質マネジメントシステムの取得状況・・・・・・・・・・・・・様式11  
参加表明時点で有効なISO9001の認証がある場合は記入し、登録証の写しを添付すること。

ウ 環境マネジメントシステムの取得状況・・・・・・・・・・・・・様式12  
参加表明時点で有効なISO14001の認証がある場合は記入し、登録証の写しを添付すること

エ 施工管理方針・・・・・・・・・・・・・様式13  
施工管理体制（チーム編成、各担当者の経験・資格等）及び施工管理に係る社内におけるバックアップ体制等を記載すること。

オ 工程管理に係る技術的所見・・・・・・・・・・・・・様式14-1、-2  
工程管理についての技術的所見を記述するとともに概略工程表を作成すること。

なお、工期短縮に関する提案がある場合は、併せて提案を行い、工程表も工期短縮を行ったもので作成すること。

カ 工物品質を確保するための提案・・・・・・・・・・・・・様式15  
具体的な提案等について記載すること。

提案項目名、提案内容、提案理由、実施方法、提案を実施した場合の効果、実施事例、その他必要と考える事項を明確にして記載すること。

キ 敷地内及び工事現場周辺における交通安全対策に関する工夫（交通弱者対策含む）・・・・・・・・・・・・・様式16

特に病院運営上に係る交通安全対策に留意し、具体的な提案等について記載すること。

提案項目名、提案内容、提案理由、実施方法、提案を実施した場合の効果、実施事例、その他必要と考える事項を明確にして記載すること。

ク 敷地内外に対する振動・騒音・粉じん対策に関する工夫・・・・・・・・・・・・・様式17  
具体的な提案等について記載すること。

提案項目名、提案内容、提案理由、実施方法、提案を実施した場合の効果、実施事例、その他必要と考える事項を明確にして記載すること。

ケ 実施設計協力業務の実施方法・・・・・・・・・・・・・様式18  
実施設計協力段階の基本方針と取組みについて記載すること。

実施設計協力業務における体制（チーム編成、チームの特徴、各担当者の経験・資格等）と発注者及び設計者との具体的な協議方法など記載すること。

実施設計協力業務の概略スケジュールを記載すること。

実施設計協力業務の想定される課題と解決策について記載すること。

コ 市内建設業者の積極的な活用・・・・・・・・・・・・・様式19

市内建設業者（JV構成及び下請けを含む）の積極的な活用について直接的及び間接的に関わる具体案と、その経済効果を数値化できるものは可能な限り数値化し、検証方法も記載すること。

- サ 市内企業からの資材調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式20  
市内企業からの資材調達について直接的及び間接的に関わる具体案と、その経済効果を数値化できるものについては可能な限り数値化し、検証方法も記載すること。
- シ 建設業以外の市内業者の積極的な活用・・・・・・・・・・様式21  
建設業以外の市内業者の積極的な活用について直接的及び間接的に関わる具体案と、その経済効果を数値化できるものについては可能な限り数値化し、検証方法も記載すること。
- ス 見積額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式22  
VE提案の採否通知を受取った後に提出すること。提出の際には、VE提案書総括表（様式7）の「記入欄⑥見積書に反映した提案」に丸を付し添付すること。

## （2）作成要領

### ア 提出部数

様式10から様式21 各15部（様式順にクリップ止めして提出すること。）

様式22 1部

様式10から様式21、VE提案採否通知及び見積書に反映したVE提案を保存したPDF 各1部

### イ 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

### ウ 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。

また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

なお、様式11、様式12及び様式19から様式22は日本工業規格A4とし、様式10及び様式13から様式18は日本工業規格A3（A4版に折込綴じ）とすること。

### エ 要求事項

様式10から様式21については、審査を公平に行うため業者名が特定できるような表現は避けること。

基本的な考え方を簡潔に記述すること。

提出図書は、片面のみの使用とし、文字の大きさは10.5pt以上とする。

提出書類は、必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その

場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。

なお、白紙での提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、失格となるので注意すること。

### (3) 技術提案の審査

技術提案は、審査委員会が書類審査及びプレゼンテーションにより別表「選考基準」の評価項目に基づき審査し、最優秀者及び次点者を選定する。結果は事務局から提案者へ書面により通知するとともに、大田市立病院ホームページで公表する。

なお、技術提案書等の審査に関する問い合わせ及び審査結果への異議申し立ては、一切受け付けない。

## 10 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり実施する。

### (1) 実施場所

大田市立病院

### (2) 出席者

説明員は、パソコン操作員を含め5名以内とする。

なお、プレゼンテーション及びヒアリング時には配置予定の監理技術者を必ず出席させプレゼンさせること。

### (3) 実施方法及び留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、事務局が公平に行うくじ引きにより決定することとし、出席者の説明終了後に審査委員会がヒアリングを行う。

イ プレゼンテーションは25分以内で説明し、ヒアリングは25分以内とする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

エ 説明資料及びパソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後10分以内に行うこと。

オ プレゼンテーションは、事務局が用意したパソコン（アプリケーションはMicrosoft Power Point2010、OSはWindows7）を用いて説明すること。

カ プロジェクターは事務局が用意するが、機種仕様等については事前に確認すること。

キ プレゼンテーションは、あらかじめ提出した提案書の内容に沿って行うこと。

ク プレゼンテーション及びヒアリングに欠席した場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

## 11 工事の概要（平成28年3月の基本設計による）

### (1) 建築場所、敷地条件

ア 建築場所

大田市大田町吉永1428番地3

イ 敷地条件

敷地面積 53,680㎡

(2) 建物内容

ア ・新病院棟

延床面積 17,890㎡

構造 鉄筋コンクリート造（免震構造）

階数 地上5階建、塔屋1階

・エネルギー棟

延床面積 820㎡

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上2階建

・付属棟

延床面積 500㎡

構造 軽量鉄骨造

階数 地上2階建

・院内保育所

延床面積 150㎡

構造 軽量鉄骨造

階数 地上1階建

(3) 事業予定

実施設計 平成28年4月～平成29年6月

建設工事 平成29年7月～平成32年10月  
（開院後の解体工事及び外構工事を含む）

開院 平成32年2月

グランドオープン 平成32年11月

(4) 参考概算事業費

8,580,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない）

※見積額が参考概算事業費以上の場合は、別表「選考基準」の評価事項に対する配点対象とならないことに留意し、当該事業費を下回る見積額となるよう努めること。

1.2 工事請負契約までの過程

(1) 主催者は、本プロポーザルの最優秀者と実施設計協力業務の契約交渉を行い、実施設計協力事業者として契約を締結する。ただし、最優秀者が辞退した場合、最優秀者が参加資格を欠くと判断された場合又は契約の交渉が整わなかった場合は、次点者と契約交渉を行う。

また、実施設計協力業務の契約締結時には、主催者、実施設計業務の受託者及び

実施設計協力事業者の3者による基本協定書を締結する。

なお、実施設計協力事業者は、新大田市立病院建設工事の第1順位の施工予定者とする。

- (2) 主催者は、実施設計が完了し工事費を確定した上で第1順位の施工予定者を代表者とする共同企業体から、工事請負契約に係る見積書の提出を受け、工事請負契約について交渉を行う。ただし、協議が整わなかった場合又は請負契約を締結するまでの間に参加資格を欠くと認めた場合は、次点者と協議できるものとする。

### 1.3 共同企業体の結成

- (1) 共同企業体は、次のとおり結成するものとする。

ア 共同企業体の構成は、施工予定者を代表構成員とし、大田市内業者の中から建築業者2～4者、電気設備業者1者及び機械設備業者1者を選出し、その他構成員とすること。

イ 結成方式は、自主結成とすること。

ウ 構成員が、他の経常建設共同企業体の構成員になっていないこと。

エ 代表構成員は、構成員中最大の施工能力を持ち、出資比率は50%を超えるものであること。

また、その他構成員の出資比率の合計は30%以上とすること。

オ 当該建設工事の請負契約の履行後12月を経過するまで存続するものであること。

カ 建設工事について、かし担保責任がある場合には、期間満了後においても、構成員が連帯してその責めを負うものであること。

キ 原則として、構成員が対等の立場で一体となって施工する運営形態とすること。

- (2) 共同企業体のその他構成員は、次の要件を満たすものとする。

ア 建築構成員が満たす条件

- ① 「4 参加資格等」の(1)のア～サに規定する要件を満たすこと。ただし、イに規定する「公告の日から参加表明書等の提出期限の日までの間」は、工事請負契約に係る見積書提出日と読み替えるものとする。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する本社又は本店を大田市内に有すること。
- ③ 建設業法第3条第1項の許可を有して5年以上営業していること。
- ④ 大田市建設工事入札参加業者格付要領（平成22年訓令第34号）第3条の規定により、建築一式工事の等級格付においてA等級に格付されていること。
- ⑤ 工事实績は問わない。
- ⑥ 配置技術者については、一級建築士又は1級建築施工管理技士を主任技術者として専任配置できること。

なお、配置技術者との雇用関係については、直接的かつ恒常的（本件工事の

契約日以前に3ヶ月以上)であること。

イ 電気設備構成員が満たす条件

- ① 「4 参加資格等」の(1)のア～サに規定する要件を満たすこと。ただし、イに規定する「公告の日から参加表明書等の提出期限の日までの間」は、工事請負契約に係る見積書提出日と読み替えるものとする。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する本社又は本店、若しくは支社又は支店を大田市内に有すること。
- ③ 電気工事業について、建設業法第3条第1項の許可を有して5年以上営業していること。
- ④ 「電気工事」の総合評定値(直近のもの)が800点以上を有していること。
- ⑤ 工事实績は問わない。
- ⑥ 配置技術者については、1級電気工事施工管理技士を主任技術者として専任配置できること。

なお、配置技術者との雇用関係については、直接的かつ恒常的(本件工事の契約日以前に3ヶ月以上)であること。

ウ 機械設備構成員が満たす条件

- ① 「4 参加資格等」の(1)のア～サに規定する要件を満たすこと。ただし、イに規定する「公告の日から参加表明書等の提出期限の日までの間」は、工事請負契約に係る見積書提出日と読み替えるものとする。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する本社又は本店、若しくは支社又は支店を大田市内に有すること。
- ③ 管工事業について、建設業法第3条第1項の許可を有して5年以上営業していること。
- ④ 「管工事」の総合評定値(直近のもの)が800点以上を有していること。
- ⑤ 工事实績は問わない。
- ⑥ 配置技術者については、1級管工事施工管理技士を主任技術者として専任配置できること。

なお、配置技術者との雇用関係については、直接的かつ恒常的(本件工事の契約日以前に3ヶ月以上)であること。

(3) 共同企業体の構成員となる市内構成員の選定、交渉及び契約に際しては、公平な手段に基づき、市内業者にとって著しく不利益にならないよう配慮すること。

(4) 実施設計協力事業者は、基本協定を締結した後、1ヶ月以内に特別建設工事共同企業体の結成について(様式25)を提出すること。

1.4 その他

(1) 参加表明書等の提出者が、審査委員会委員又は事務局を除く関係者と本プロポーザルに係る接触を求めた場合は失格とする。

- (2) プロポーザル関係書類が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。
- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 作成要領に指定する様式及び記載上の要求事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 虚偽の記載があるもの
- (3) プロポーザル関係書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。また、提案者において提出した内容を雑誌、広報誌及びその他一般の閲覧に供する場合は、主催者の承諾を得ること。
- (4) 提出されたプロポーザル関係書類は、一切返却しないこととし、必要に応じて公開する。
- (5) プロポーザル関係書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、全て参加表明書等を提出する者の負担とする。
- (7) 主催者による建設場所での説明会は行わない。ただし、現地視察は自由とするが、視察前には事務局へ連絡すること。

別表

新大田市立病院建設に係る実施設計協力事業者選考基準

1. 選考基準

評価項目		評価事項	配点	様式
企業の技術力及び姿勢（6点）		企業の施工実績	2	10
		品質マネジメントシステムの取得状況	2	11
		環境マネジメントシステムの取得状況	2	12
提案項目	技術提案（44点）	施工管理方針	10	13
		工程管理に係る技術的所見	6	14
		工事品質を確保するための提案	6	15
		敷地内及び工事現場周辺における交通安全対策に関する工夫（交通弱者対策含む）	6	16
		敷地内外に対する振動・騒音・粉じん対策に関する工夫	6	17
		実施設計協力業務の実施方法	10	18
	市内経済の活性化対策（15点）	市内建設業者の積極的な活用	5	19
		市内企業からの資材調達計画	5	20
		建設業以外の市内業者の積極的な活用	5	21
	VE提案評価（35点）		VE提案評価	25
見積額			10	22
合計			100	

2. 評価事項別配点基準

(1) 企業の施工実績

工事の施工実績に関する評価

配点基準	評価点
施工実績3件	2.0
施工実績2件	1.0
施工実績1件	0.0

(2) 品質マネジメントシステムの取得状況

(3) 環境マネジメントシステムの取得状況

上記(2)、(3)の配点基準及び評価点は、下表のとおりとする。

配点基準	評価点
有	2.0
無	0.0

- (4) 施工管理方針
- (5) 工程管理に係る技術的所見
- (6) 工事品質を確保するための提案
- (7) 敷地内及び工事現場周辺における交通安全対策に関する工夫 (交通弱者対策含む)
- (8) 敷地内外に対する振動・騒音・粉じん対策に関する工夫
- (9) 実施設計協力業務の実施方法

上記(4)～(9)までの配点基準及び評価点は、下表のとおりとする。

配点基準	評価点
特に優れている	配点×1.00
優れている	配点×0.75
普通	配点×0.50
やや劣っている	配点×0.25
劣っている	配点×0.00

- (10) 市内建設業者の積極的な活用
- (11) 市内企業からの資材調達計画
- (12) 建設業以外の市内業者の積極的な活用

上記(10)～(12)までの配点基準及び評価点は、下表のとおりとする。

配点基準	評価点
有効かつ具体的な方策が記述されている。	5.0
一般的な項目が記述されている。	2.5
十分な提案がなされていない。	0.0

### (13) VE提案評価

採用された提案について評価する。(提案数は最大20までとする。)

配点基準	評価点
特に優れている	配点×1.00
優れている	配点×0.75
普通	配点×0.50
やや劣っている	配点×0.25
劣っている	配点×0.00

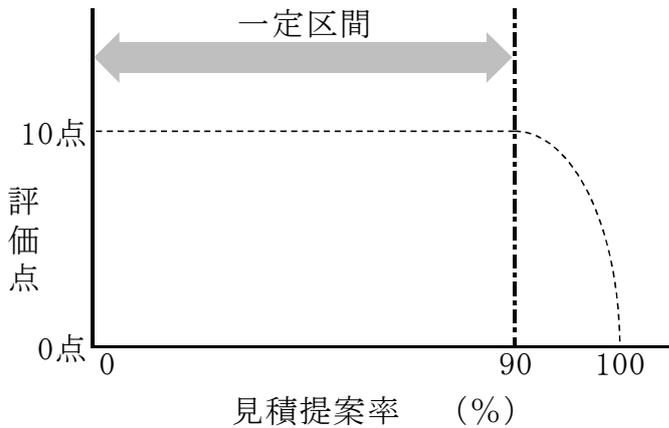
(14) 見積額

参考概算事業費に対する提案者の見積価格の比率（以下「見積提案率」という。）により次表から評価点を算出する。なお、評価点は小数点第2位以下を切捨てる。

評 価 点	<p><b>【見積提案率 ≤ 90%】</b></p> <p>・ 見積提案率が90%以下の場合、評価点は10点とし一定とする。</p>
	<p><b>【90% &lt; 見積提案率 &lt; 100%】</b></p> <p>・ 100%と90%を通る<math>x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1</math> (<math>b &gt; a &gt; 0</math>) で示される楕円の式により算出される以下のyの値を評価点とする。</p> <p>○ 評価点算定式 <math>y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}</math></p> <p>x : (見積提案率 - 90) %</p> <p>y : 評価点</p> <p>a = 10%    b = 10点</p>
	<p><b>【100% ≤ 見積提案率】</b></p> <p>・ 見積提案率が100%以上の場合、評価点は0点とする。</p>

※価格は消費税抜きで算出。

評価点のイメージは次のとおり。



【例1】 見積提案率が97.5%だった場合

$$\begin{aligned}
 a &= 10\% & b &= 10 \text{ 点} \\
 x &= (97.5 - 90.0) \% = 7.5\% \\
 y &= (10^2 \times (1 - 7.5^2 / 10^2))^{1/2} \\
 &= 6.6 \text{ 点}
 \end{aligned}$$

【例2】 1.0%ごとの評価点

見積提案率 (%)	評価点
91.0	9.9
92.0	9.7
93.0	9.5
94.0	9.1
95.0	8.6
96.0	8.0
97.0	7.1
98.0	6.0
99.0	4.3